

鳥羽市予算決算常任委員会会議録

令和 2 年 5 月 1 日

○出席委員

委員長	浜口一利	副委員長	中世古泉
委員	南川則之	委員	濱口正久
委員	瀬崎伸一	委員	片岡直博
委員	奥村敦	委員	河村孝
委員	山本哲也	委員	戸上健
委員	坂倉広子	委員	坂倉紀男
委員	世古安秀		
議長	木下順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・立花副市長 ・小竹教育長
- ・濱口企画財政課長、高浪副参事、横田補佐、中村係長
- ・中村総務課長、奥村副参事
- ・山下市民課長、片岡補佐、中村補佐、寺田係長
- ・中井健康福祉課長、岡本副参事、吉川副参事、斎藤補佐、北村室長
- ・山本教委総務課長、岩本学校教育課長、武中補佐、橋本係長

○職務のために出席した事務局職員

次長兼 議事総務係長	木田崇
---------------	-----

(午前10時43分 開議)

○浜口一利委員長 それでは、予算決算常任委員会を再開します。

本日、審査をします案件は、議案第1号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）、議案第2号、令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の2件であります。

今回の委員会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための席配置となっており、説明員交代をいつもより多く行いますので、ご了承ください。

それでは、審査に入ります。

議案第1号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）の概要と歳入について執行部の説明を求めます。副市長。

○立花副市長 副市長の立花です。よろしくお願いいたします。

予算決算常任委員会の審査に当たりまして、私から補正予算の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ18億8,850万円を追加し、補正後の総額を143億2,010万円とするものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金は18億8,474万7,000円の増額、繰入金は375万3,000円の増額を計上しております。

歳出予算につきましては、総務費は18億5,703万7,000円の増額、民生費は3,036万3,000円の増額、教育費は110万円の増額を計上しております。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

議案第2号、令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともそれぞれ140万円を追加し、補正後の総額を30億5,600万円とするものです。

詳細につきましては、各所管課長から説明させますので、ご審査賜りますようお願いいたします。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○濱口企画財政課長 企画財政課の濱口です。よろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算（第2号）の歳入についてご説明を申し上げます。

補正予算書のほうの6ページ、7ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。目1民生費国庫負担金では、節1社会福祉費負担金で生活困窮者自立支援法施行規則が一部改正されたことに伴い、住居確保給付金の給付対象が拡大されたことから360万7,000円を増額するものです。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金では、節1総務管理費補助金で新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施する特別定額給付金給付事業に係る必要経費を国が負担することから、特別定額給付金給付事業費補助金18億3,000万円と特別定額給付金給付事務費補助金2,503万7,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金では、節2児童福祉費補助金で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける放課後児童クラブ、保育所、子育て世帯に対し国が補助するものです。

説明欄 1、放課後児童クラブに在籍する子供への支援として、子ども・子育て支援交付金 6 9 万 5, 0 0 0 円を増額します。

次に、保育所の児童への支援として、保育対策総合支援事業費補助金 2 4 6 万 5, 0 0 0 円を増額します。

次に、子育て世帯への支援として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 1, 7 3 8 万円と子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金 5 0 1 万 3, 0 0 0 円をそれぞれ増額いたします。

次に、目 8 教育費国庫補助金では、節 6 保健体育費補助金で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける小・中学校、幼稚園で使用する消毒液等を購入する費用を国が補助することから、学校保健特別対策事業費補助金 5 5 万円を増額するものでございます。

続きまして、1 8 款繰入金、1 項基金繰入金でございます。

目 1 財政調整基金繰入金では、一般財源の財源調整として財政調整基金繰入金 3 7 5 万 3, 0 0 0 を増額するものです。

以上で歳入の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

まず、歳入についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ご質疑もないようですので、説明員交代のため、暫時休憩します。

(午前 1 0 時 5 0 分 休憩)

(午前 1 0 時 5 2 分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出の審査に入ります。

2 款総務費について審査をします。説明は、総務課、市民課、まとめて行います。

担当課長の説明を求めます。

奥村副参事。

○奥村副参事 総務課、奥村です。よろしく願いします。

補正予算書 8 ページ、9 ページ、補正予算等の概要 4 ページをお願いいたします。

2 款総務費、1 款総務管理費、目 1 3 防災対策費で 2 0 0 万円の増額をお願いするものでございます。

概要のほうをご覧いただきたいと思います。

防災資機材等整備事業といたしまして、内訳ですけれども、マスク 3 万枚程度の購入費としまして消耗品 1 6 8 万円、非接触型体温計、これ 2 5 個程度を想定しております。そちらの購入費といたしまして備品購入費 3 2 万円でございます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 市民課、山下です。よろしく願いします。

同じく款2総務費、項1総務管理費、目19、中事業とも特別定額給付金給付事業費といたしまして18億5,503万7,000円を計上してさせていただきました。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして実施します特別定額給付金給付事業に係る経費をお願いするものでございます。

内容といたしましては、事業費が18億3,000万円、事務費が2,503万7,000円でございます。財源といたしましては、国庫支出金として100%交付されます。

この申請の基準日は4月27日が基準日になっております。本市の基準日の人口は1万8,258人です。世帯数は8,425世帯になります。

申請書の受付ですが、5月25日から受付を開始しまして、第1回目の振込日を5月28日としております。2回目の振込は6月4日としております。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

2款総務費についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 総務費の中の特別定額給付金事業について、よろしいですか。

これ、受付はどのような形で受付されますか。郵送のみでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 今回は緊急経済対策として国から打ち出されてきたものでございます。そして、基本的には郵送申請としております。もしくは、マイナンバーカードをお持ちである方はマイナポータルを利用していただくことも可能と考えております。

あと、どうしても相談も必要な方については、一定の時期から文化会館の4階で別室を設けまして事務をしておりますので、そこでの相談も受付しながら3密を考えた上での受付もさせていただきたいと思っております。

できるだけ郵送としていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 鳥羽市の場合、マイナンバー持っている方が少ないということで、基本的には郵送で受付されるということ。

そのときに必要なものって、前もってあらかじめ準備しておかなければいけないものというのはございますでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 添付書類といたしまして、申請者は世帯主が申請することになっておりますので、世帯主の方の通帳の写し、1ページめくってもらった情報がきちんと入っているところの写しです。あとは、本人確認書類が必要になってきます。その2点が必要になってきます。

この議会が終わりましてホームページのほうで25日から申請受付を開始しますので、それまでそういったものの準備もお願いいたしますというような文章も入れさせていただきたいと思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

その通帳の1ページ目の写しと本人確認、免許証等の写しが必要ということですね。ホームページでその2点を準備していただいて25日からということによろしいですね。

ありがとうございます。

○浜口一利委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 先ほど濱口委員がおっしゃったようにホームページで25日に載せるとおっしゃったんですけども、ホームページがいわゆる周知になるわけですが、この給付に関するほかの周知の方法というのはほかに考えているのでしょうか。

というのは、高齢者の方は大変ホームページを見る機会はないと思いますので。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 周知の方法は、25日からではなくて、この議会が終わって今日からホームページのほうは周知させていただきます。

それで、委員が言われる情報を入手できない方がみえると思いますので、新聞に折り込みというお知らせを入れたいと思います。

あと、始まりましたら、タイミング的に5月1日号の周知ということにはなりませんので、6月1日号の広報に改めて始まっていますよということで広報できちんとした申請の仕方も含めてお知らせをしていきたいと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 郵送してくるものでわかる。

はい、どうぞ。

○坂倉広子委員 周知の方法をわかりやすく教えていただいたわけなんですけれども、先ほど委員長がおっしゃったように郵送をされてきますので、例えば窓口によるお尋ねにいろいろ来ようかと思うんです。その来るときというのは一本化というかワンストップなのか、市民課さんだけが相談窓口になるのか、ちょっと教えてください。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 今、市民課のフロア1階で相談窓口を開設するのは3密という観点からそこは避けなければならないと考えております。

ですので、市民文化会館の大会議室と2、3小会議室、この3つの部屋を借りまして事務作業とそういう相談も受付、相談の体制を整えていこうと考えております。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 わかりました。よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 奥村委員。

○奥村 敦委員 市民課さんのほうも大変やと思うんですけども、今の予算成立した後のフローチャート

ってありますか。例えば、システム改修がどれだけかかるのか、発送までにどういう作業をして、なっっていつて5月25日になるまでのフローってあると思うんです。それだけちょっと教えていただけますか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 まず、1点目のこの特別定額給付金のシステム改修でございます。

予算、これ成立いただく前に準備にかかってきました。1週間もあるかないかの期間の中で、まず電算会社へのシステム関係の見積もりを依頼したところですけども、いまだきちんとした見積もりが出てきておりません。今、委託料で800万円という数字をお願いしているところでございますが、これはほぼ概算でありまして、本当にどれぐらいの見積もりが出てくるかということは手元にも何もないので、もう予想もついておらないのが今の状況なんです。

そういう中で、これからのスケジュールをどういうふう考えたかといいますと、システム改修がまず6月10日にならないときちんとしたシステムが構築できないと考えております。ただ、5月28日、この5月末に振り込みたいことを優先と考えておりますので、システム構築を考えずに職員の手入力、その前の準備もある程度職員の手作業でいこうと考えております。

そういった中で、まず5月18日に送付用の封筒が納品されます。それ以前に申請書ができ上がってくると聞いておりますので、21日に申請書を発送する予定です。それまでの封入作業とか申請書を折る作業は職員、ほかの課の助けもかりながらその申請書発送の体制を整えていくと予定しております。

それで、21日に申請書を発送しますと、市内全体に申請書が到着するのは3日かかると聞いております。3日かかると想定しまして25日からの申請書開始と設定しました。

それから、作業を手作業で開始しまして、コンピューターに手作業で入力して、それから1回目の振込を28日と設定させていただきました。1回目の振込の28日、それから6月4日の2回目の振込は手作業になって、10日にはシステムが構築されて、それから3回目の振込は6月18日、そして4回目6月26日になりまして、6月は3回振込をしていく予定でございます。

今のところこういった予定でスケジュールを立てております。

以上です。

○浜口一利委員長 奥村委員。

○奥村 敦委員 すみません、どうもありがとうございました。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 すみません、申請書についてお伺いをいたします。

郵送されてくるということはもちろんそうだと思うんですけども、私は、我々世代というか、できればホームページにアップされてデータでびびびびっと入力できたほうが楽という人も結構おるかなと思うんですけども、そういうようなことはもうされない、郵送で手書きのものをいただくのみになるんですか。

○浜口一利委員長 市民課長、もう一度説明したって。

○山下市民課長 基本的には郵送による申請が一つできることと、もう一点はマイナンバーカードを持っている方がマイナポータルというシステムを利用してできる申請方法という、この二つに限って申請していただくと

いうことになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 ごめんなさい、質問の意図が通じていなかったと思います。

いわゆるフォームがあって手書きで欄を埋めていく作業をせないかんのはわかるんですけども、ワードとかであればパソコンでその文字のところは全部自分で打ち込んでプリントアウトして判をつけて出すという作業ができると思うんです。そういうのはもうやらないか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 所定の申請書で申請いただきたいということが基本になっておりますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。

○浜口一利委員長 申請書類があるものでということ。

片岡課長補佐。

○片岡課長補佐 今回の申請書につきましては、世帯の世帯主さんに申請をいただきますけれども、世帯主さんと世帯員さん全て名前が最初から印字をされております。

(「もうでき上がった状態で」の声あり)

○片岡課長補佐 そういうことです。

それで、その世帯員さんの数に応じて給付額が変わってきますもので、その給付額についても一応印字された状態でお送りをさせていただきますので、その用紙のほうを使っていたいただきたいと思いますと考えております。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

河村委員。

○河村 孝委員 本人確認書類なんですけれども、保険証、本人の顔写真入りじゃなくても、保険証のみでも、年配の方なかなか免許証持ってないとかマイナンバーも持ってないという方もみえると思うんで、保険証のみでの確認も可能かどうかだけ確認させてください。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 委員言われましたように、高齢者の方はもう免許証をお持ちでない、もう返納される方もみえておりますので、保険証とかほかの書類でいいという県からの通知も来ておりますので、それで可能です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「防災のほうで」の声あり)

○浜口一利委員長 防災のほうも。

どうぞ。

○瀬崎伸一委員 先ほどご説明いただいた中にマスクは3万枚、体温計が26個か、16個か。

(「25個」の声あり)

○瀬崎伸一委員 25個というようなご説明をいただいたんですけども、用途とかどこへどういうふうにするとかの詳しいところを教えてください。

○浜口一利委員長 奥村副参事。



○奥村副参事 まず、マスクですけれども、備蓄の補填というふうを考えております。これまでサージカルマスクのほうで数値を申し上げますと、当初8万枚を超える枚数がございます、それをこれまで最近の直近の分まで含めると約3万5,000枚ぐらい出してしております。出してあります先は業務を継続するのに必要などころ、例えば放課後児童クラブですとか高齢者施設、保育所調理員等でございます。そういったところに出してきておりますので、そちらの補填分として考えております。

あと、体温計のほうですけれども、非接触型の体温計を考えております。25というのは警戒レベル3、避難準備高齢者等避難開始の時点で開設する避難所数が25か所でございますので、一般的に最初に開く避難所のほうに配備したいと思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 つい先日だったと思うんです、市営定期船に乗っていただくときにも同じような体温計を使つての検温を行いますというようなご案内を何かで見つたんです。そこへは使うものではないということですか。

○浜口一利委員長 奥村副参事。

○奥村副参事 目的としましては防災の備蓄、避難所のほうに置くということなんです、もちろん使っていない期間にそういう方面で使うことは可能だと思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 瀬崎委員。

○瀬崎伸一委員 最後にもう一個だけ。

マスクなんですけれども、小児用、小サイズというか中サイズというか、我々大人がつけるものではなくて子供たちがつけるものというのがちょっと親御さんは入手しがたいというような感じのことも聞いておるんです。そんなに大して数というのはないのかもわからないんですけれども、ぜひもしよければそこも踏まえて備蓄をされていく方向でちょっと考えていただければ助かります。よろしく願います。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 まず、マスクからお尋ねします。

先ほどの答弁で8万を超える備蓄マスクがあつて、今、3万5,000枚放出したので、いただいております資料の残枚数は4万7,500枚というデータを議会にいただいております。4万7,500枚、5万近く備蓄があるのに何で3万枚、今の時期に買わなきゃいかんのでしょうか。

○浜口一利委員長 奥村副参事。

○奥村副参事 今回、コロナウイルスというのが2週間後に発症してくる、かなり潜伏期間が長い感染症であると考えております。

やはり、市のほうでマスクの備蓄というのを考えましたときに、この環境下でもし大規模な災害が発生したときに、例えば津波で家が流される、そういったことがあつたときにやはり頼りになるのは避難所しかなくて、そちらのほうでしかも感染症がうつる状況、こういったことを考えますと、今現在は少し多めに備蓄しておく必要があると思つての購入でございます。

以上でございます。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 マスクの価格は、今、ピーク時からはやや下がっておりますけれども、50枚1箱安くて2,600円、高くて2,800円という数字です。災害時に、もし南海トラフが来てという説明でしたけれども、そういう今の時期に高い時期に何で必要なのかということを僕は若干疑問です。

続けてよろしいか。

○浜口一利委員長 はい、どうぞ。

○戸上 健委員 10万円の特定定額給付金事業についてお尋ねします。

先ほどの課長の説明では、第1回の給付が28日だと、2回目は6月4日、3回目が6月18日という説明でした。

今朝も池上の市民の方から連絡があって、市民はもうテレビでは既に10万円を受け取っておる自治体の映像が流れております。鳥羽はいつくれるんだと、もう皆さん困窮しておるもんで一刻も早く欲しいというのが実情です。

それで、その方もおっしゃってましたけれども、一旦、主銀行からこの18億円がどうせ入ってくるんだから借りて、そして一兩日中に全部市民のところへ配ってと、それはちょっと極端な意見だけれども、そういう思いを酌んでやっていただきたいというふうに思うんです。

ですから、申請をしてからお金が入るのが1か月近くかかるわけですね。28日と。それで、総務省が4月20日に定額給付金の通知を各自治体にしております。受付及び給費開始日は市区町村において決定すると、緊急経済対策の趣旨を踏まえ迅速な給付開始、これを目指すことをお願いすると言うております。

僕は、今、市民課と各課も協力、手伝ってもらおうという課長の答弁でしたけれども、市民からすれば28日では遅いという思いがあるということを、これは言うておきます。

それから、次に、10万円の給付について、生活保護上の取り扱い方針についてというのが厚労省から4月21日に連絡が来ております。生活保護世帯に、この10万円というのは収入認定しないというのが厚労省の方針です。

鳥羽市もそうなっておりますでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○山下市民課長 生活保護世帯の方にも10万円の交付を予定しております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 収入認定されて生活保護から引かれるということを心配されておりますもので、生活保護世帯には収入認定されませんということを周知してやっていただきたいというふうに思います。これは市民課じゃないというふうに思うんですけれども、健康福祉課だというふうに思いますけれども、その旨連絡をお願いしたいと思います。

それから、先ほども出ておった周知の方法ですけれども、市民の方から言われておるのは、毎日、市長が防災無線で市民に語りかけてきておると、これはこれでいいんだけど、市としてはこうしますという中身が

欲しいということですので、先ほどの課長の答弁ではホームページと6月1日付の広報とそれから新聞折り込みでチラシを配布するということでしたけれども、市長の防災無線で、今、市民が一番知りたがっているのは、鳥羽市は10万円がいつ銀行に振り込まれるのかということです。

ですもんで、市長も今日の議会で議決されたら、その後の防災無線の放送では、うちはかくかくしかじかの日時に給付いたしますと、振り込みますということをぜひ言うたってほしいというふうに思います。これも要望です。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ご質疑もないようですので、説明員交代のため、暫時休憩いたします。

(午前11時20分 休憩)

---

(午前11時24分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

3款民生費、9款教育費について審査をします。

説明はまとめて行い、質疑は款ごとに行います。

担当課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 ありがとうございます。健康福祉課、中井です。よろしくお願いします。

民生費について説明申し上げます。

補正予算書は引き続き8ページ、9ページを、予算説明資料は4ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。

予算書説明欄9の生活困窮者自立支援事業における481万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者自立支援事業のうち住居確保給付金の支給対象が「離職及び廃業後2年以内の者」から「離職及び廃業後2年以内の者もしくは休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者」に拡大されたことに伴い、給付金申請の増加が見込まれるため、生活困窮者住居確保給付金の増額補正を計上するものでございます。

主な財源としましては、国庫負担金である生活困窮者自立相談支援事業費等負担金を活用し、補助率は事業費の4分の3、360万7,000円を歳入に計上しております。

以上です。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 健康福祉課子育て支援室副参事の岡本です。よろしくお願いします。

同じく、補正予算書は8ページから9ページを、予算説明資料は4ページの一番下となります。

3款民生費、2項児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄3の児童健全育成事業で69万5,000円を

計上しております。内容といたしましては、放課後児童クラブにおけます新型コロナウイルス感染症予防を目的としたものでありまして、児童等に配布するマスク、施設内で使用します消毒液などの消耗品のほか、体温計の購入に係る費用を増額しております。財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で国が掲げた子ども・子育て支援交付金を活用することとしております。

続きまして、補正予算書は10ページから11ページをよろしく申し上げます。予算説明資料は5ページの一番上になります。

3款民生費、2項児童福祉費、目3児童福祉施設費、説明欄1の保育所運営給与等管理費で246万5,000円を計上しております。内容といたしましては、市内8保育所におけます新型コロナウイルス感染症予防を目的としたもので、児童等に配布いたしますマスク、施設内で使用します消毒液などの消耗品のほか、体温計の購入に係る費用を増額しております。

財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策で掲げております保育対策総合支援事業費補助金を活用することとしております。

次に、補正予算書同ページ、予算説明も同ページの上から2段目となります。

3款民生費、2項児童福祉費、目5子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、説明欄1の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業で2,239万3,000円を計上しております。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとしてまして、一定の支給要件を満たした児童手当受給者に対しまして臨時特別給付金を支給するものでございます。事業費の内訳といたしましては、対象者1人当たり1万円を給付する給付金給付事業費として1,738万円を計上するほか、時間外勤務手当や電算委託料などを合わせました給付金給付事務費で501万3,000円を計上しております。財源といたしましては、内閣府の子育て世帯への臨時特別給付金給付に係る補助金を活用することとしております。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 学校教育課長。

○岩本学校教育課長 学校教育課の岩本です。よろしく願いいたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目保健体育振興費についてご説明いたします。

補正予算書は同10ページ、11ページ、補正予算の概要は5ページ下段をご覧ください。

小中学校園保健振興事業におきまして110万円の増額をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校から学校園を再開するに当たり、感染症対策として児童・生徒等が手を触れる箇所について消毒液を使用して清掃することや毎朝検温を行うなどするために必要となる備品等の購入経費を計上しております。

内訳といたしましては、小・中学校及び幼稚園に清拭用消毒液と手指用消毒液を購入するための消耗品費として50万6,000円を、また、非接触型体温計を購入するための備品購入費として59万円4,000円をそれぞれ計上しております。主な財源といたしましては、学校保健特別対策事業費補助金2分の1であり、55万5,000円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

3款民生費についてご質問はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 生活困窮者自立支援事業で住居確保給付金なんですけれども、2年以内廃業、離職もしくはそれに準ずるとありましたけれども、今、想定は何件分でしょうか。わかりますか。

○浜口一利委員長 斎藤課長補佐。

○斎藤課長補佐 健康福祉課の斎藤です。よろしくお願います。

想定は今24件で予算化させていただいております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

続けて大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

その下の放課後児童健全育成事業、これから全部続くんですけども、子供用マスクって、これ何枚ぐらいを想定して購入されるのでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 放課後児童クラブは市内に2か所ありまして、2か所合わせましてマスクの購入予定枚数は7,300枚と見ております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

2か所で7,300枚と。

続けて大丈夫ですか。

○浜口一利委員長 いいですよ。

○濱口正久委員 同じように、右上の保育所運営事業、これ配布するマスクの枚数というのはどれぐらいを想定されていますでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 市内保育所8か所あります。合わせまして1万9,650枚を想定しております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ、もちろん子供用のマスクとなっていますので、先ほど防災のほうの備蓄とは別ということですね。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

山本委員。

○山本哲也委員 そのそれぞれマスク、どれぐらいの期間分を見込んでこの枚数なのかなというところ。今の使い方やどれぐらい持つとか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 一応、今回の補正予算に計上させていただいた根拠といたしましては1人当たり50枚をベースに考えております。やはり長期化するという予想のものと、やはり1人当たり50枚ぐらいは必要かなというふうに考えておりました。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

坂倉委員。

○坂倉広子委員 すみません、ちょっと前後して、関連して聞けばよかったんですけども、すみません、住居確保給付金の先ほど濱口委員の質問の中で24件というお答えがあったんですけども、以前にこの制度はある中で、今回、コロナウイルスを受けることによって法改正も多少あったと思われるんですが、そのことについてお伺いをいたします。

例えば、家賃の支援になるわけですけども、学生さん、大学生の方とか県外からいらっしゃった方とか、そういう方も入るのでしょうか。

○浜口一利委員長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 今回の法改正に関しましては2点改正されております。年齢要件が、65歳未満であったものが年齢制限なしとなりました。それと、離職要件というのが、先ほど説明したとおり離職してから2年以内の者だけだったのが、それに加えて離職や廃業にはなっていないけれども休業に伴う収入減少により同程度の状況にある者というふうになっておりますので、アルバイトのシフトを新型コロナウイルスの影響で減らされたとか、そういうようなことも入っておりますので、状況によっては該当する方もいらっしゃるのではないかと思われま。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

○坂倉広子委員 ありがとうございます。

非常に現場のほうにお話、担当のほうに聞かせていただいたときに、やはり小口融資のほうの受付も非常に多いということもお伺いしておりますので、それに住宅、今回の仕事をどうしても会社が休んでほしいということになれば、そういう方が困窮してくると思いますので、ぜひ24件ということでありませけれども、また相談の中でそのような周知とか市民の方が相談に来やすい、例えば子供さん連れの父子母子家庭の方がいらっしやるとか、そういうこともあろうかと思っておりますので、またぜひお願いしたいなと思っております。

委員長、以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

はい。

○濱口正久委員 5ページの2段目の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業についてお聞きします。

子育て世帯へ1,738万円となっていることは、件数的に、1万円ですので1,738件やと思うんですけども、この対象は何歳までというのがございますでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 今回の子育て世帯への臨時特別給付金の対象は、ゼロ歳から中学校終了する前の児童手当を受給されている方、それプラス、3月の児童手当も受給されていた新高校1年生、今年の、方も対象となるとなっております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 すみません、ちょっと追加で、申し訳ございません。

本来、児童手当の受給者というのは、公務員の児童手当につきましては、その所属する部署で支払い、支給をされていたんですけども、今回のこの1万円につきましては、こちらのほうで一手に引き受けるということになっていますので、公務員に係る子供さんの児童手当受給者の分も含まれております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今回、この特別給付に関しては健康福祉のほうで一手に受けて、やるということですね。

その対象には、本来ならば高校生は含まれないですけども、遡って3月まで中学生、今高1年生も含まれる世帯に含まれるということですけども、この受付はいつから、支給日はいつからというのはわかりますでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 対象者の抽出をさせていただいて、今回、対象となる方に対しましては案内チラシと、あと、今回の給付金に関しましては申請は要らないです。ただ、申請が要らない代わりに民法上の贈与契約という形をとりますので、ただ、今回の1万円を拒否される方は届出をいただきたいという、そういうふうな通知は案内チラシと一緒に入れさせていただきます。その発送が、一応5月22日ごろかなというふうに考えておまして、その辞退届がこちらに届くまで、大体2週間ぐらいを見ております。そういう中で、あと口座振替の振込データとかを一応回収とかしたとしまして、6月30日の支給を今考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 5月22日受付で6月30日と、申請は要しないと、これ申出でお金は必要ないという方は申し出てくれということですね。

ありがとうございます。

○浜口一利委員長 民生費について質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点お聞きします。

生活困窮者自立支援事業について、まず1点目お伺いします。

4月7日の厚労省の援護局からの連絡によると、相談に訪れた方は単に住まいに関する課題のみではなく、

家計管理の困難や云々と、住まいに限らない現在の悩みや不安についても伺い、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業なども積極的に活用しながら、本人に寄り添った支援を推進していただくようお願いいたしますというように来ております。既に皆さん方もこれはご承知おきだというふうに思うんです。

担当課としてはどういう体制でこれに臨まれるのでしょうか。

○浜口一利委員長 斎藤課長補佐。

○斎藤課長補佐 住居確保給付金につきましても、自立相談支援機関に相談してから申請することになっています。

この自立相談支援機関というのが、市から社協に委託させていただいている生活困窮者の受付の窓口というところになっております。そこでは、住居確保だけではなく、あらゆる、先ほど言われた就労準備支援事業ですとか、そういったものも駆使して寄り添った支援をするということをお願いしてありますので、そちらで、なおかつ住居確保が必要な方については市のほうのこの制度を使っていただくというふうな制度になっていますので、その辺は周知してありますので、よろしくお願いします。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これまでも担当課、社協もそうですけれども、十分な配慮の上にしていただいておりますけれども、厚労省の通知どおり本人に寄り添った支援をこれからもお願いしておきたいというふうに思います。

2点目ですけれども、先ほどの子供たちへのマスクについてお伺いします。

学童と保育所へのマスクですけれども、今、それぞれ市のほうから学童に対しても保育所に対しても自粛要請をしております。それで、安楽島の学童もこの間お邪魔したら6人しか登園しておりませんでした。みんな自粛に協力して家庭は頑張っておるわけです。

そういう自粛しておる子供たちには、先ほどの説明では、どうもマスクは行き渡らないように聞こえたんですけれども、登園しておる子供に、その学童もしくは保育所で使うマスクの数だというふうに理解していいのでしょうか。それとも、自粛している子供たちにも全部、50枚というのは配られるのでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 今回の補正で計上させていただいた積算根拠というのは、今の現在所属する人数を元に算定をさせていただいております。ですから、今は確かに言われるように自粛期間ではございますけれども、配布方法とかそういうのもまた考えていきたいなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それでは、3点目ですけれども子育ての臨時特別給付金について、先ほど説明では、今、児童手当を受給しているのは全部受給しておるわけです。子供のおる世帯では、一定の基準があるということでしたけれども、このコロナ特例の場合は、住民税非課税とか何らかの基準があるのでしょうか、それとも、児童手当を受けている世帯には全員1万円支給というふうに考えていいのでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 一定の要件というのがあります。



通常の児童手当支給される、例えばゼロ歳から3歳までは1万5,000円ですよとか、そういうふうな基準があるわけですが、所得が多い世帯というのが、一応通常でいくと特例給付となっていて、一律そのときは5,000円の児童手当を支払うようになっています。

ただ、今回の1万円の特別給付金に関しては、特例給付の方が除外されております。ですから、所得の高い方は今回の特別給付から外れるというふうに考えていただいたらよろしいかなと思います。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうなると、今、児童手当を受けている総数に対して、コロナ特例の1万円を受けられるというのはどれぐらいあるのでしょうか。

○浜口一利委員長 岡本副参事。

○岡本副参事 95%程度かなと思われます。

以上です。

○戸上 健委員 オーケーです。

○浜口一利委員長 戸上委員、関連でその辺りの質問があったらお願いしたいと思うんですけども。

今日は、言わなかったんですけども、できるだけそのような形でお願いしたいと思います。

以上です。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、質疑もないようですので、次に9款教育費についてご質疑はございませんか。

教育費、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ご質疑もないようですので、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時48分 休憩)

(午前11時51分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

特別会計補正予算の審査を行います。

議案第2号、令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について担当課長の説明を求めます。

市民課長。

○山下市民課長 市民課、山下です。よろしく申し上げます。

補正予算書は15ページのほうをお願いします。

議案第2号、令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明をいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,600万円とするものでございます。

補正予算書のほうは22ページ、23ページ、概要のほうは6ページをご覧ください。

2款国民健康保険税、6項任意給付費、1目中事業とも傷病手当金としまして140万円を計上させていただきました。

今回、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給に係る経費の補正をお願いするものでございます。財源といたしましては、県負担金の特別調整交付金10分の10で交付されることとなります。

以上で説明は終わります。よろしくご審議お願いします。

○浜口一利委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、ご質疑もないようですので、以上で審査を終わります。

これで付託された案件は全て説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

それでは、採決に入る前に、説明員交代のため暫時休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

---

(午前11時59分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第1号、令和2年度鳥羽市一般会計補正予算(第2号)について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号、令和2年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。

これで委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。  
これもちまして、予算決算常任委員会を散会いたします。

(午後 0時01分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年5月1日

予算決算常任委員長 浜 口 一 利